

千葉県斎場設置管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第35号

千葉県斎場設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県斎場設置管理条例（平成16年千葉県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2項第1号の表中「77, 140円」を「78, 560円」に、「154, 280円」を「157, 130円」に、「38, 050円」を「38, 750円」に改め、同項第2号の表中「5, 140円」を「5, 230円」に、「10, 280円」を「10, 470円」に改める。

別表第3項の表中「4, 730円」を「4, 810円」に、「15, 420円」を「15, 700円」に改める。

別表第4項の表中「13, 260円」を「13, 500円」に、「8, 330円」を「8, 480円」に、「42, 780円」を「43, 570円」に、「37, 850円」を「38, 550円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2項から第4項までの規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る葬儀式場、霊きゅう自動車及び葬儀用祭壇（以下「葬儀式場等」という。）の使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る葬儀式場等の使用料については、なお従前の例による。